

令和5年度全国安全週間 実施要綱等について

令和5年度 全国安全週間 研修会

いわき労働基準監督署
安全衛生課長 千葉 光平

～ 令和 4 年及び令和 5 年(4 月末)～

い わ き 署 管 内 の 労 働 災 害 発 生 状 況

令和4年 いわき署管内 労働災害発生状況（確定）

業種	令和4年			令和3年			対前年比	
	死亡	休業4 日以上	計	死亡	休業4 日以上	計	増減数	増減率
全産業合計	6	669	675	4	401	405	270	66.7%
01 製造業	1	134	135	0	103	103	32	31.1%
02 鉱業	0	2	2	0	1	1	1	100.0%
03 建設業	3	68	71	3	46	49	22	44.9%
04 運輸交通業	0	41	41	0	41	41	0	0.0%
05 貨物取扱業	0	11	11	0	6	6	5	83.3%
06 農林業	0	5	5	0	9	9	-4	-44.4%
07 畜産・水産業	0	0	0	0	0	0	0	-
08～17 その他の事業計	2	408	410	1	195	196	214	109.2%

令和4年 いわき署管内 労働災害発生状況（確定）

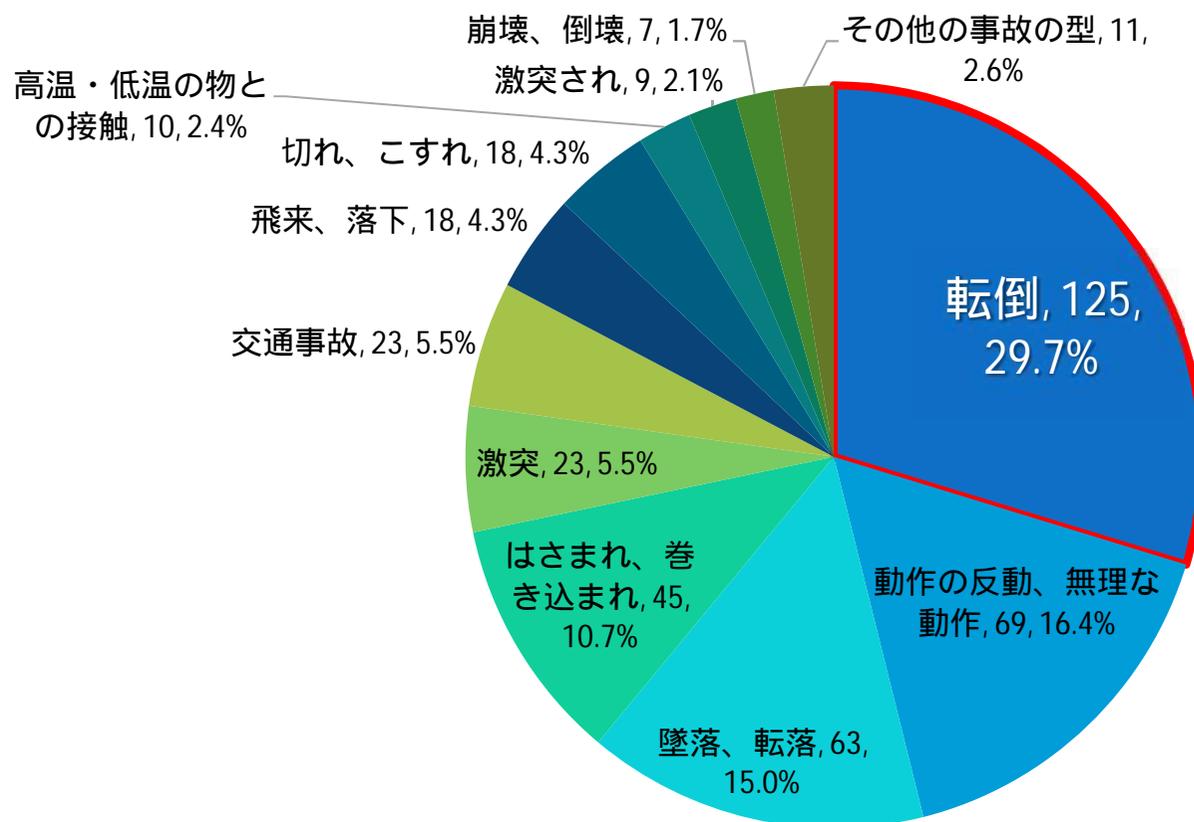
業種	令和4年			令和3年			対前年比	
	死亡	休業4 日以上	計	死亡	休業4 日以上	計	増減数	増減率
全産業合計	6	415	421	3	363	366	55	15.0%
01 製造業	1	102	103	0	91	91	12	13.2%
02 鉱業	0	2	2	0	1	1	1	100.0%
03 建設業	3	53	56	2	43	45	11	24.4%
04 運輸交通業	0	39	39	0	41	41	-2	-4.9%
05 貨物取扱業	0	10	10	0	6	6	4	66.7%
06 農林業	0	5	5	0	9	9	-4	-44.4%
07 畜産・水産業	0	0	0	0	0	0	0	-
08～17 その他の事業計	2	204	206	1	172	173	33	19.1%

令和4年の死亡災害

発生月	業種	被災者	事故の型	発生状況
3月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	20代男	交通事故（道路）	乗用車で現場へ向かう途中、大型トラックと正面衝突し、その後、意識不明のまま治療を行っていたが、その後死亡した。
3月	その他の事業 - その他	40代男	転倒	事業場敷地内に駐車後、車を降りて事務所に向かって歩いていたところ、前日に降った雪と路面の段差で足を滑らせ後方に転倒した。 病院で手術後、経過観察を行っていたが容態が悪化し死亡した。
4月	機械器具設置工事業	60代男	はさまれ・巻き込まれ	工場建屋内で、工事を行うためヤード内に入り作業箇所に向かう際、トラクター・ショベルの後方を通ったところ、後進してきたトラクター・ショベルに轢かれた。
7月	無機・有機化学工業製品製造業	50代男	はさまれ・巻き込まれ	タンク内のナットが外れていたため、タンク内の攪拌棒の運転を止めずに上半身をタンク内に入れてナットを取り付ける作業を行っていたところ、回転している攪拌棒とタンクの内壁面との間に頭部を挟まれた。
8月	その他の土木工事業	10代男	崩壊、倒壊	コンクリート製プラットホーム床下において、床スラブ不陸修正のため下に伸びている深さ0.9mの構造物の下を掘削していたところ、捨てコンと土砂が崩壊し下敷きになった。
12月	新聞販売業	70代男	墜落、転落	個人宅への新聞配達後、橋を渡って駐車場に戻る際、バランスを崩し橋の木製手すりを掴んだところ、手すりが外れ約1.7m下の用水路に転落した。知人に救出されて2日間新聞配達を続けたが体調不良を訴え、その後死亡した。

令和4年 いわき署管内 事故の型別労働災害発生状況

新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除いた数値



- 「転倒」が最も多く、労働災害全体の約3割を占める。
- 次いで、「動作の反動、無理な動作」、「墜落、転落」が15%程度。

令和5年 いわき署管内 労働災害発生状況（4月末）

業種	令和5年(4月末)			令和4年(同時期)			対前年比	
	死亡	休業4 日以上	計	死亡	休業4 日以上	計	増減数	増減率
全産業合計	0	148	148	2	124	126	22	17.5%
01 製造業	0	19	19	0	31	31	-12	-38.7%
02 鉱業	0	0	0	0	0	0	0	
03 建設業	0	11	11	1	15	16	-5	-31.3%
04 運輸交通業	0	14	14	0	16	16	-2	-12.5%
05 貨物取扱業	0	1	1	0	4	4	-3	-75.0%
06 農林業	0	2	2	0	2	2	0	0.0%
07 畜産・水産業	0	0	0	0	0	0	0	
08～17 その他の事業計	0	101	101	1	56	57	44	77.2%

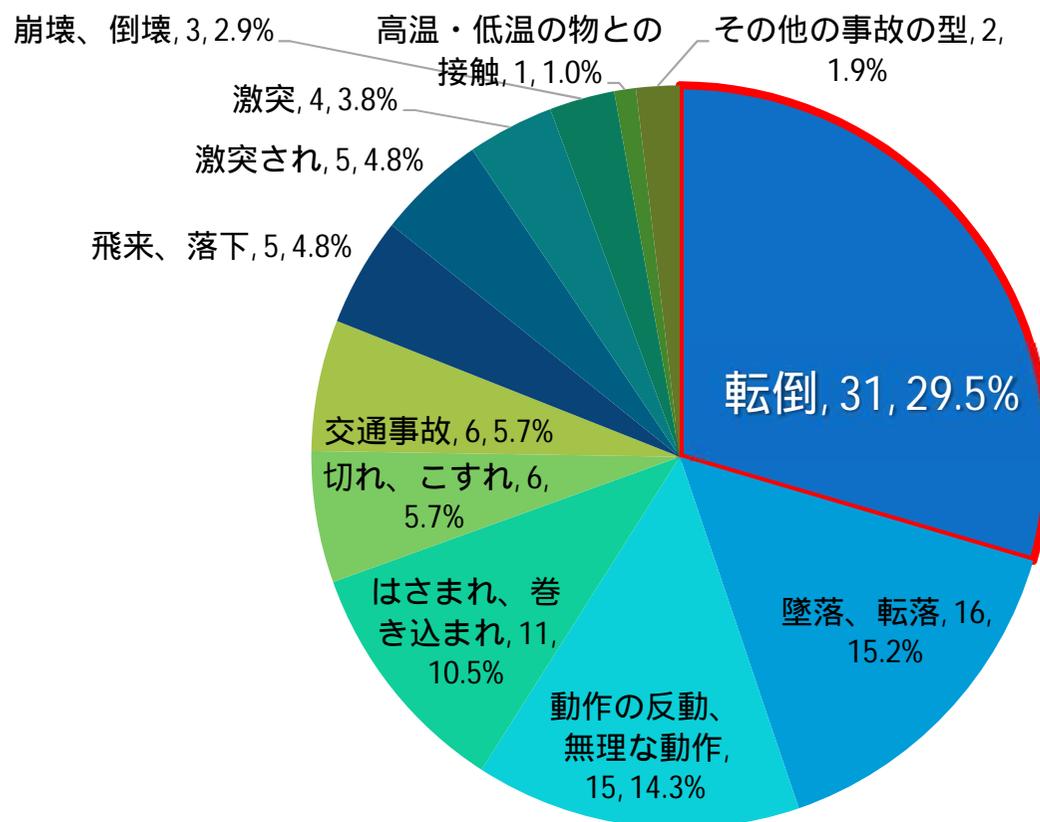
令和5年 いわき署管内 労働災害発生状況（4月末）

業種	令和5年(4月末)			令和4年(同時期)			対前年比	
	死亡	休業4 日以上	計	死亡	休業4 日以上	計	増減数	増減率
全産業合計	0	105	105	2	108	110	-5	-4.5%
01 製造業	0	19	19	0	30	30	-11	-36.7%
02 鉱業	0	0	0	0	0	0	0	
03 建設業	0	11	11	1	13	14	-3	-21.4%
04 運輸交通業	0	14	14	0	14	14	0	0.0%
05 貨物取扱業	0	1	1	0	4	4	-3	-75.0%
06 農林業	0	2	2	0	2	2	0	0.0%
07 畜産・水産業	0	0	0	0	0	0	0	
08～17 その他の事業計	0	58	58	1	45	46	12	26.1%

新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除いた数値

令和5年 いわき署管内 事故の型別労働災害発生状況

新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除いた数値



- 「転倒」が最も多く、労働災害全体の約3割を占める。
- 次いで、「墜落、転落」、「動作の反動、無理な動作」が15%程度。

～ 高める意識と安全行動

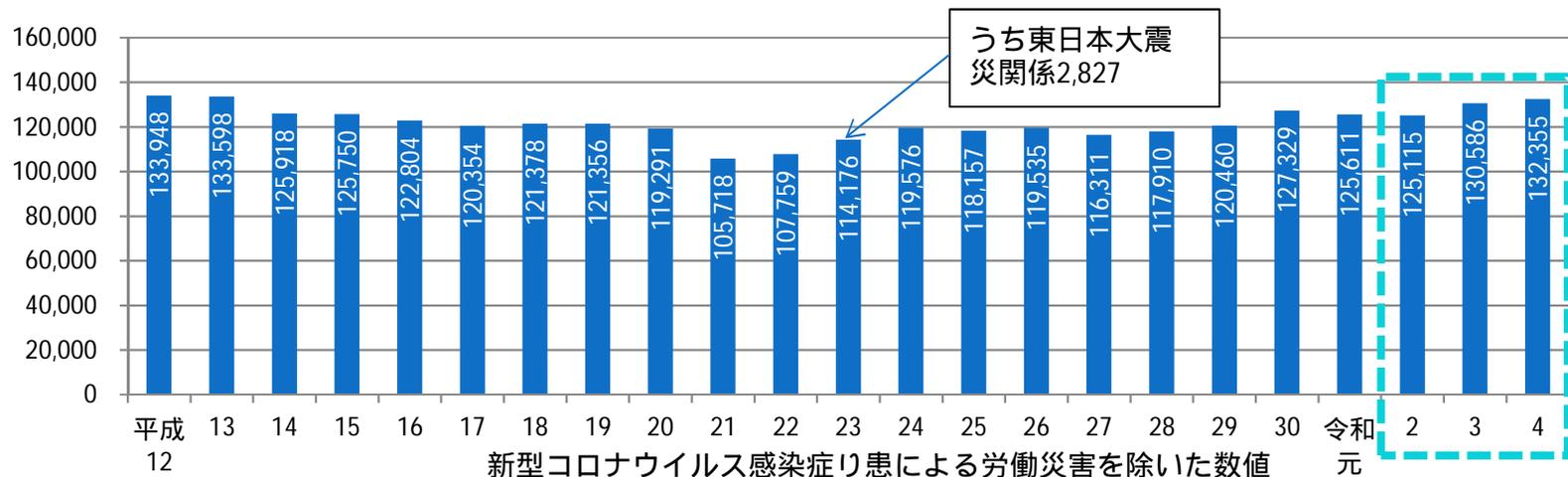
築こうみんなのゼロ災職場～

○ **令和5年度
全国安全週間実施要綱**

令和5年度 全国安全週間実施要綱

- 労働災害は長期的に減少している
- 令和4年は、死亡災害については前年を下回る見込み
- 一方で、
 - 休業4日以上の死傷災害は前年上回る見込み
 - 近年、増加傾向に歯止めがかからない状況
 - 転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況
- 第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要

全産業における休業4日以上の死傷者数の推移





令和5年度 全国安全週間実施要綱

- スローガン

「**高める意識と安全行動**
築こうみんなのゼロ災職場」

- 期間

本週間：7月 1日～7月 7日

準備期間：6月 1日～6月30日

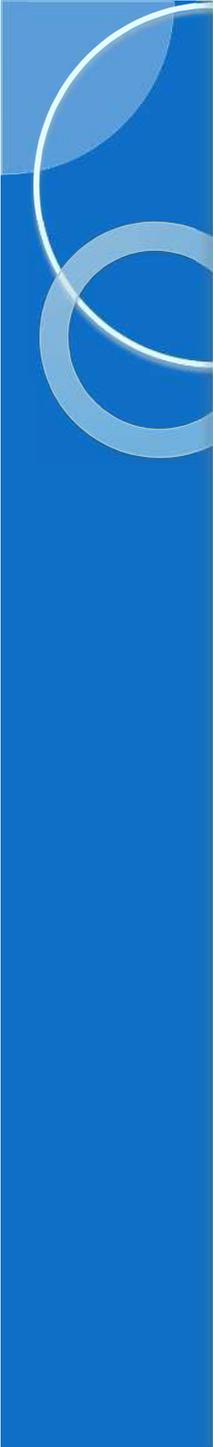
令和5年度 全国安全週間実施要綱

- 安全衛生活動の推進
 - 安全衛生管理体制の確立(P.44~,P80~,P.48~)
 - ・ 年間計画の策定及び安全衛生規程・マニュアルの整備、経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任、委員会活動の活性化、労働安全衛生マネジメントシステムの導入等
 - 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等(P.84~)
 - ・ 階層別の安全衛生教育、有資格者の充足、教育内容の充実、マニュアルの遵守状況の確認
 - 自主的な安全衛生活動の促進(P.48~,P88.~)
 - ・ 災害分析・再発防止対策の徹底、職場巡視、4 S、KY、ヒヤリ・ハット
 - リスクアセスメントの実施(P.56~,P141~)
 - ・ 機械設備等の安全化、作業方法の改善、化学物質のリスクアセスメント
 - その他の取組
 - ・ 知識やノウハウの継承、コンサルタント等を活用した安全衛生水準の向上(P.128)、安全衛生に配慮したテレワークの実施(P.184~)



令和5年度 全国安全週間実施要綱

- 業種の特性に応じた労働災害防止対策
 - 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策(P.115~)
 - 全社的な労働災害の発生状況の把握・分析
 - 安全衛生方針の作成・周知
 - 職場巡視、4 S活動、K Y活動、危険の「見える化」、ヒヤリハット事例の共有等の安全活動の充実・活性化
 - 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発、パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底(P.134~)



令和5年度 全国安全週間実施要綱

- 業種の特性に応じた労働災害防止対策
 - 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策(P.186~)
 - 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - 荷崩れ防止対策
 - フォークリフト使用時の労働災害防止対策
 - トラックの逸走防止措置
 - トラック後退時の後方確認・立入制限

令和5年度 全国安全週間実施要綱

- 業種の特性に応じた労働災害防止対策
 - 建設業における労働災害防止対策(P.187~)
 - 一般的事項
 - 墜落・転落防止対策、手すり先行工法、ハーネス型墜落制止用器具(P.92~)
 - 職長等に対する安全衛生教育
 - 統括安全衛生管理・指導
 - 契約における安全衛生経費の確保
 - 輻輳工事における施工計画・作業計画の作成等
 - 工事エリア別協議組織の設置
 - 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策

令和5年度 全国安全週間実施要綱

- 業種の特성에応じた労働災害防止対策
 - 製造業における労働災害防止対策(P.188~)
 - ・ 覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策
 - ・ 機能安全を活用した機械設備安全対策(P.71~)
 - ・ 十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理
 - ・ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 - ・ 自主的なリスクアセスメントの実施
 - 林業の労働災害防止対策(P.189~)
 - ・ 保護具、保護衣等の着用・適切な作業方法
 - ・ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

令和5年度 全国安全週間実施要綱

- 業種横断的な労働災害防止対策
 - 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策(P.182~,P95~)
 - ・ 作業通路、照度、手すり、滑り止め、転倒リスクの可視化、運動プログラムの導入及びスポーツの習慣化の推進
 - 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策(P.130~,P.184,P138~)
 - ・ エイジフレンドリーガイドライン、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育、派遣・請負を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
 - 交通労働災害防止対策(P.112~)
 - ・ 適正な労働時間・走行管理、安全衛生教育、交通安全意識の啓発、乗務開始前の点呼
 - 熱中症予防対策(STOP!熱中症 クールワークキャンペーン) (P.104~,P195~)
 - ・ WBGT値に応じた対策の実施、管理者及び労働者に対する教育、責任体制の確立、発症時・緊急時の措置の確認・周知
 - 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策(P.185~)
 - ・ 安全衛生経費の確保等の配慮、各種労働災害防止対策を円滑に実施するための配慮



令和5年度 全国安全週間実施要綱

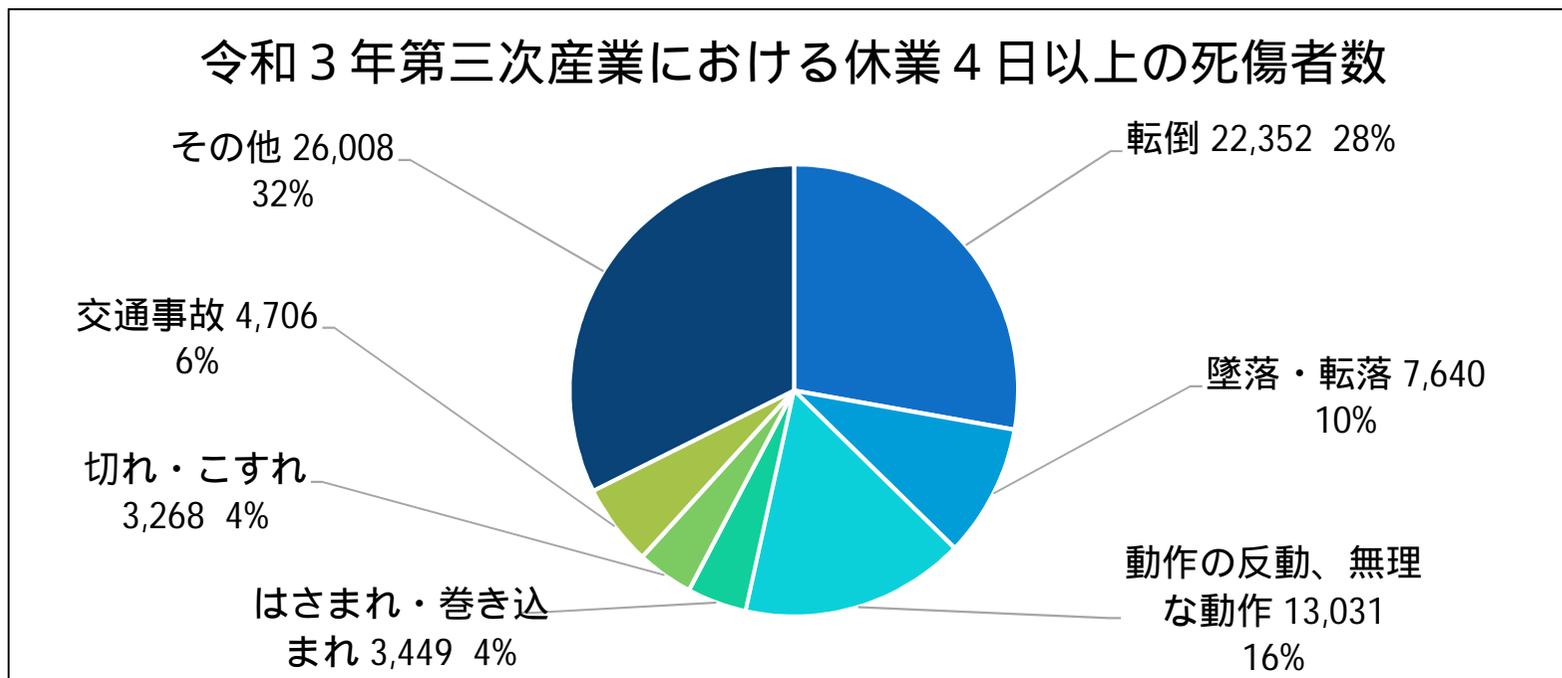
- 準備期間中及び全国安全週間に実施する事項
 - 経営トップの所信表明を通じた意思統一、安全意識の高揚等
 - 安全パトロールによる職場の総点検
 - 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、資料の配布等、安全活動等の社会への発信
 - 家族への文書送付、職場見学等の実施による協力の呼びかけ
 - 緊急時の措置に係る訓練
 - 「安全の日」等の設定のほか、ふさわしい行事

労働災害を減少させるために重点的に取り組む事項を
定めた中期計画

○ 第14次労働災害防止計画

現状と課題

- 死亡災害は減少傾向にある
- 死傷災害は増加傾向にあり、特に第三次産業が5割を占めており、作業行動に起因する災害が男女ともに中高年齢層で増えている



計画の目標

- 全体
 - 労働災害全体として、少なくとも死亡災害については5%以上の減少
 - 死傷災害については、増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少
- 主な重点事項

アウトプット指標	アウトカム指標
労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
転倒災害対策に取り組む事業場の割合を50%以上とする。	転倒の年齢層別死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	
「エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする。	60歳代以上の死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
労働者の健康確保対策の推進	
メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。	仕事等に関する強い不安、ストレス等がある労働者の割合を50%未満とする。

第14次労働災害防止計画の概要

令和5年(2023年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日までの5か年計画

計画の方向性

- 事業者の**安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備**を図っていく。そのために、厳しい経営環境等さまざまな事情があったとしても、**安全衛生対策に取り組むことが事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であると**周知**する。
- 転倒等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいく。
- 誠実に安全衛生に取り組まず、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

8つの重点対策

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進
陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業

⑦ 労働者の健康確保対策の推進
メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進
化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

死亡災害：5%以上減少 死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

重点事項ごとの具体的取組

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

事業者に取り組んでもらいたいこと

安全衛生の取組を見える化する仕組みを活用し、主体的に安全衛生対策に取り組む。

* 国等は、安全衛生経費の確保の重要性について、実際に業務を行う事業者は元より仕事の注文者に対しても周知啓発を行う。

ステークホルダーとの関係における「健康経営」のメリット



「健康経営の取組メリット」

- ビジネスパートナーからの信頼
- 金融機関・投資家からの信用・評価
- 商品・サービスに対する選好等

【SAFEコンソーシアム】【安全衛生優良企業公表制度】



「健康経営の認定実績（2022年度）」

- 健康経営優良法人（大規模法人部門）：2,676件
- 健康経営優良法人（中小規模法人部門）：14,012件



【SDGs (Sustainable Development Goals)】

目標3 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉（ウェルビーイング）を促進する。

3.9：2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。

目標8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。

8.8：移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。

安全かつ安心して働くことができる職場づくりは、「コスト」では無く「人的投資」

- 労働者の安全と健康を守る
- 労働災害に伴う生産設備の停止や各種費用による経済的損失を回避（軽減）
- 人材の確保・育成を始めとする組織の活性化、業績向上、（社会的）価値の向上

改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行



**足場からの墜落防止措置が
強化されます**

足場からの墜落防止措置が強化されます

- 足場に関する法定の墜落防止措置を定める安衛則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化
- 令和5年10月1日（一部の規定は令和6年4月1日）から順次施行
- 改正のあらまし
 1. 一側足場の使用範囲の明確化
幅が1m以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する
 2. 足場の点検時における点検者の指名
事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名する
 3. 足場の組立て等の後の点検者の指名の記録・保存
足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存する

特別教育は令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行

° **トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます**

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます

- 安衛則が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付け
- 特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行
- 改正のあらまし
 1. 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大
最大積載量2t以上5t未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽（「墜落時保護用」型式検定合格品）の着用を義務付け（一部例外あり）
 2. テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業に係る特別教育
テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別教育を行うことを義務付け
 3. 運転位置から離れる場合の措置の一部改正
運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務を除外する（その他の逸走防止措置は引き続き必要）

転倒の態様に対応した具体的な対策を促進

○ 転倒災害防止対策の推進について



転倒災害を発生させる環境要因 の解消（ハード対策）

- 作業場・通路その他の労働者が立ち入る場所の照度を高く保つとともに、つまずきや滑り等それぞれにかかる環境要因を解消する物理的対策
- 冬季における転倒災害は、降雪量の少ない地域においても、低温による通路等の凍結によって多発しているため、同様に対策が必要であることに留意



労働者の高齢化に伴う身体機能の低下への対策（ソフト対策）

- 身体能力低下への対応
 - エイジフレンドリーガイドラインに基づき、「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した身体機能の低下に起因する転倒リスクの可視化及び身体機能の維持向上のための取組を促進
- 骨粗鬆症対策
 - 市町村によっては健康増進事業として、一定年齢の女性の住民を対象として骨粗鬆症検診を実施しているため、その受診を勧奨

転倒の態様と具体的な対策

主な転倒の態様	原因	環境要因の解消のための物理的対策（ハード対策）	補足	労働者の身体機能の低下への対策（ソフト対策）
つまずき等	障害物や凹凸以外		<ul style="list-style-type: none"> 適切な履物の使用（ソフト対策も重要であることに留意） 走らせない、急がせないことも一定程度有効な対策と考えられるが、それだけでは不十分であることに留意 	<ul style="list-style-type: none"> 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく「転倒等リスク評価セルフチェック票」等による身体機能の低下に起因する転倒リスクの可視化及び身体機能の維持向上のための取組の促進 中高年齢の女性労働者については、市町村が健康増進事業により実施する骨粗鬆症検診の受診の勧奨
	作業場・通路に非意図的に置かれた物	作業場・通路に物を放置しないことの徹底		
	凹凸	労働者が立ち入る可能性がある場所における凹凸の特定と解消		
	作業場・通路以外における構造物、固定された障害物	適切な通路の設定、障害物の「見える化」		
	作業場・通路に設置された設備、什器等	設備等の角の「見える化」		
	作業場・通路におけるコード、パイプ等	コードの引き回しに係るルールの設定、作業場・通路におけるパイプ等の除去・埋設	<ul style="list-style-type: none"> 掃除機の電気コード等労働者が自ら引き回したコードにつまずくケースが約半数 	
	作業場・通路におけるカーペット、マット等による床面との段差	カーペット、マット等と床面の境界（段差）の「見える化」		
	作業場・通路の段差	段差の解消	<ul style="list-style-type: none"> 解消工事はエイジフレンドリー補助金の対象 	

転倒の態様と具体的な対策

主な転倒の態様	原因	環境要因の解消のための物理的対策（ハード対策）	補足	労働者の身体機能の低下への対策（ソフト対策）
滑り	通路等の雪、凍結、霜	労働者が立ち入る場所の除雪、融雪	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の通路への融雪装置の導入はエイジフレンドリー補助金の対象 	
	作業場・通路の床面の水、洗剤、油脂等	作業場・通路の床面の水、洗剤、油脂等の除去、水拭き清掃等の後、床面が乾くまでの立ち入り禁止の徹底		
	水場	滑りにくい床材の導入、滑りにくい靴の使用	<ul style="list-style-type: none"> 作業床の滑り防止対策はエイジフレンドリー補助金の対象 特にグレーチングがある場合等に靴の防滑機能の効果に留意 	
	雨に濡れた通路等	敷地内の雨に濡れて滑りやすい場所の特定と雨天時等の立ち入り禁止、滑りにくい床材の導入	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の通路の滑り防止対策はエイジフレンドリー補助金の対象 	
	摩擦の異なる場所への踏み入れ	隣接した床面の摩擦の差異の「見える化」、差異の解消	<ul style="list-style-type: none"> 作業床の滑り防止対策はエイジフレンドリー補助金の対象 	

エイジフレンドリー補助金

- 目的

- エイジフレンドリー補助金は、高齢者が安心して安全に働くことができるよう、中小企業事業者による職場環境の改善等の安全衛生対策の実施に対し補助を行うもので、令和2年度に創設されました。

- 対象となる対策

- 働く高齢者を対象として職場環境を改善するための次の対策に要した費用を補助対象とします。
 - ・ 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - ・ 働く高齢者の健康や体力の状況の把握等
 - ・ 高年齢労働者の特性に配慮した安全衛生教育
 - ・ その他、働く高齢者のための職場環境の改善対策

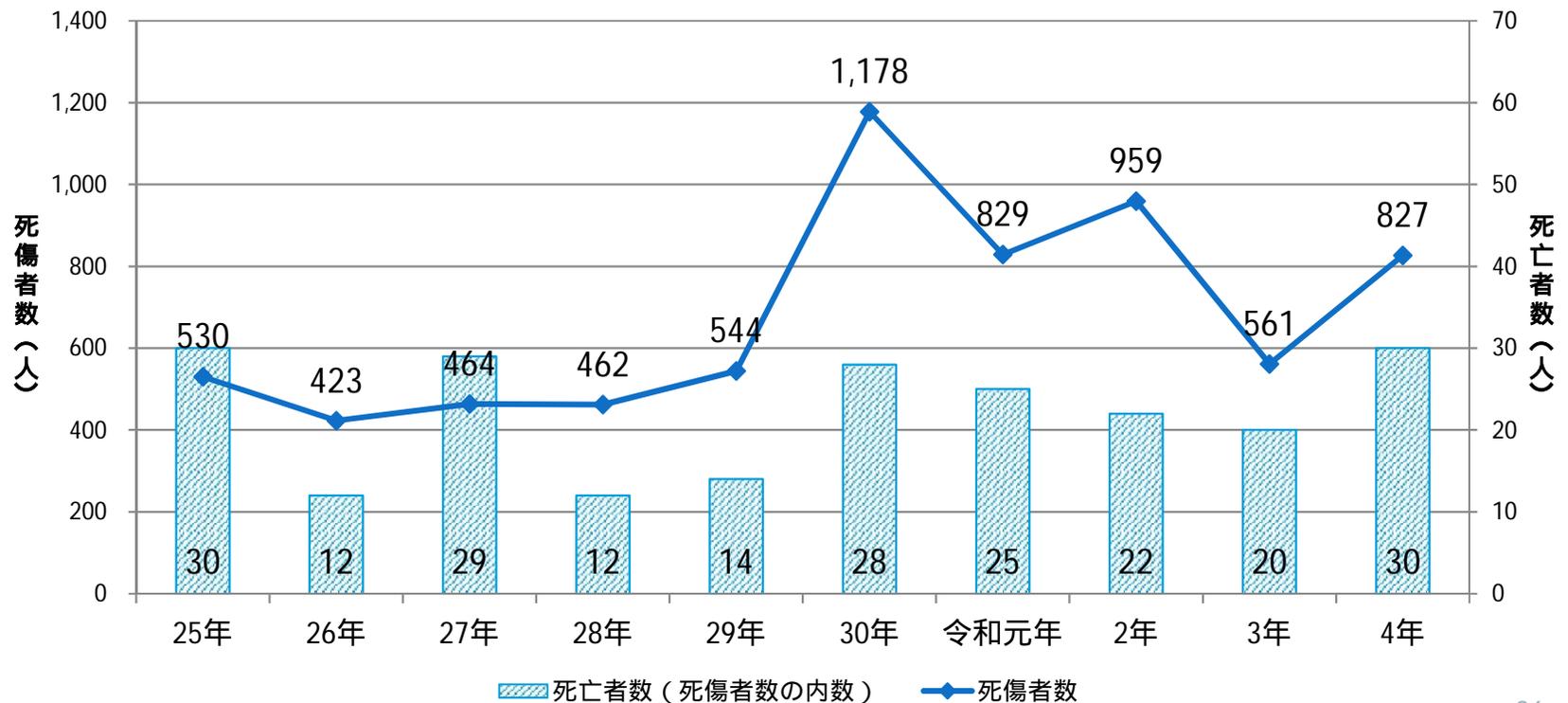
～ 職場における熱中症死亡ゼロを目指して～

STOP！熱中症
クールワークキャンペーン

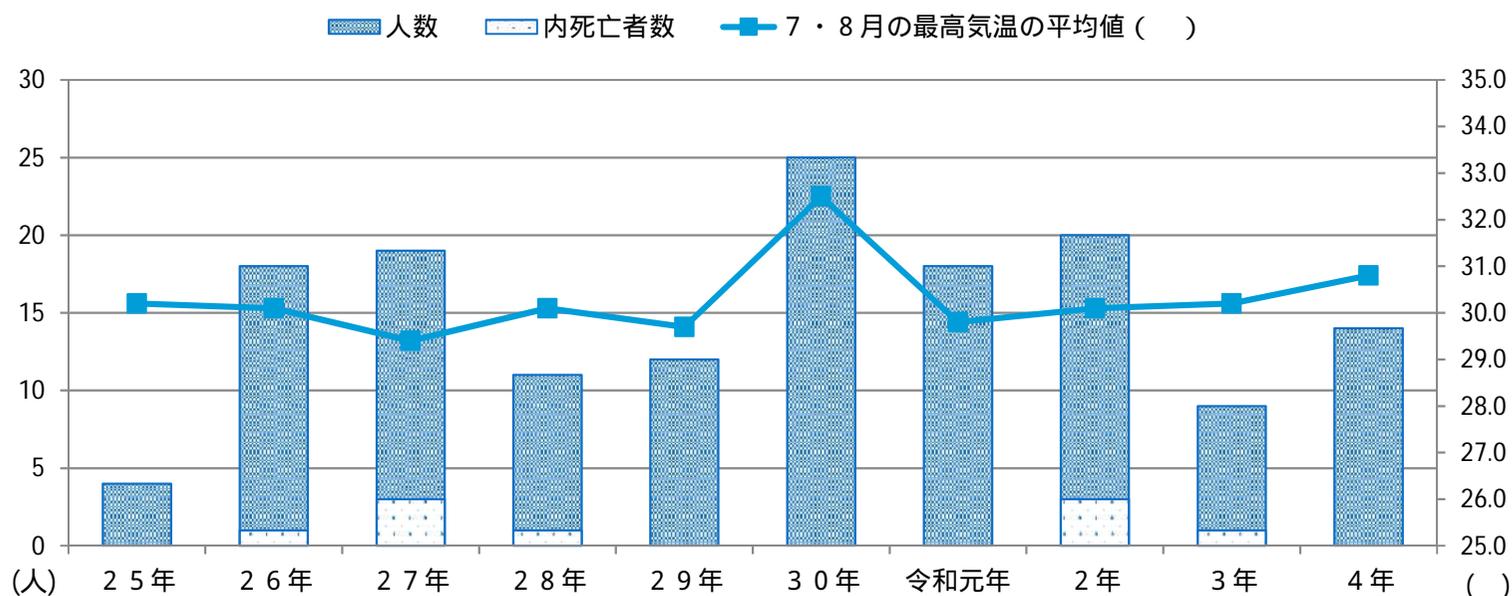
STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

- 職場における熱中症による死傷者数の推移(平成25～令和4年)

職場における熱中症による死傷者数の推移(全国)



● 県内の熱中症による労働災害発生状況



福島県内における熱中症による労働災害の推移

● 熱中症災害発生事例の抜粋

発生月	業種	被災者	発生状況
7月	製造業	男 40歳代	室内暑熱環境下で10分作業を行ったところ、目まいで床に倒れこんだ。自力で移動が困難な状況となり救急搬送された。
8月	警備業	男 60歳代	建設工事現場で交通誘導業務中、気温の上昇により、頭痛と目まいに襲われた。お昼休憩中様子を見たが良くなりはず病院に搬送された。



STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

- キャンペーン期間(5月1日～9月30日)
 - WBGT値の把握、評価
 - 作業環境管理・・・WBGT値の低減等、休憩場所の整備等
 - 作業管理・・・作業時間の短縮等、暑熱順化への対応、水分及び塩分の摂取、服装等、ブレイキング
 - 健康管理・・・健康診断結果に基づく対応等、日常の健康管理、労働者の健康状態及び暑熱順化の状況の確認、作業中の労働者の健康状態の確認
 - 労働衛生教育・・・雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施
 - 異常時の措置・・・異変を感じたら必ず一旦作業を離れる、病院へ運ぶ又は救急車を呼ぶ、病院へ運ぶまでは効果的な体温の低減措置に努め一人きりにしない
 - 熱中症予防管理者等の業務・・・作業に応じたWBGT基準値の決定及び着衣補正值の有無の確認、WBGT値の低減対策の実施状況を確認、労働者の体調及び暑熱順化の状況の確認、暑熱順化不足が疑われる労働者の暑熱順化、WBGT値の評価結果に基づく作業時間の短縮等の措置、水分及び塩分の摂取状況の確認、退勤後の体調悪化についての注意喚起



STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

- 重点取組期間(7月1日～7月31日)
 - WBGT値の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う
 - 梅雨明け直後は、労働者の暑熱順化ができていないことから、WBGT値に応じた作業の中断等を徹底する
 - 水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認の徹底を図る
 - 当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす
 - 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う
 - 体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるように配慮し、状態が悪化した場合の連絡・対応方法を確認しておく
 - 異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請する

働く人の安全と健康こそ企業の業績
認定制度を活用しましょう！



安全衛生優良企業は労働者の
安全や健康を守る企業の証です

詳しくは、「厚生労働省 職場のあんぜんサイト」へ
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html